

資料編

1 環境行政のあゆみ

行政組織

昭和47年5月15日本土復帰した本県の行政組織は、1室6部3局61課8室で構成され、昭和48年4月1日の行政組織規則の一部改正により、環境保全行政については、企画部に環境保全室を設置して公害行政の総合企画及び調整並びに自然保護行政を、厚生部環境衛生課(公害係)が公害の監視指導について所管することとなりました。

しかし、昭和49年4月1日の行政組織規制の全部改正により環境保健部が設置されるとともに、複雑多様化する環境問題に対処するため、企画部環境保全室と厚生部環境衛生課(公害係)を廃止し、新設された環境保健部に環境保全課、公害規制課、自然保護課が設置されました。

更に、昭和50年4月1日に行政組織の改廃に伴い、環境整備課の新設及び環境保全課と公害規制課を統合して公害対策課に改称し、総合的、積極的、かつ迅速適切に環境保全行政を推進、強化することとなりました。

昭和58年4月1日、国の行政改革の方針を踏まえた行政組織の改廃により環境整備課が廃止され、これにともない環境整備課環境整備係は公害対策課に移管されましたが、昭和60年4月1日の行政組織の改廃により環境整備係は環境衛生課へ移管されました。

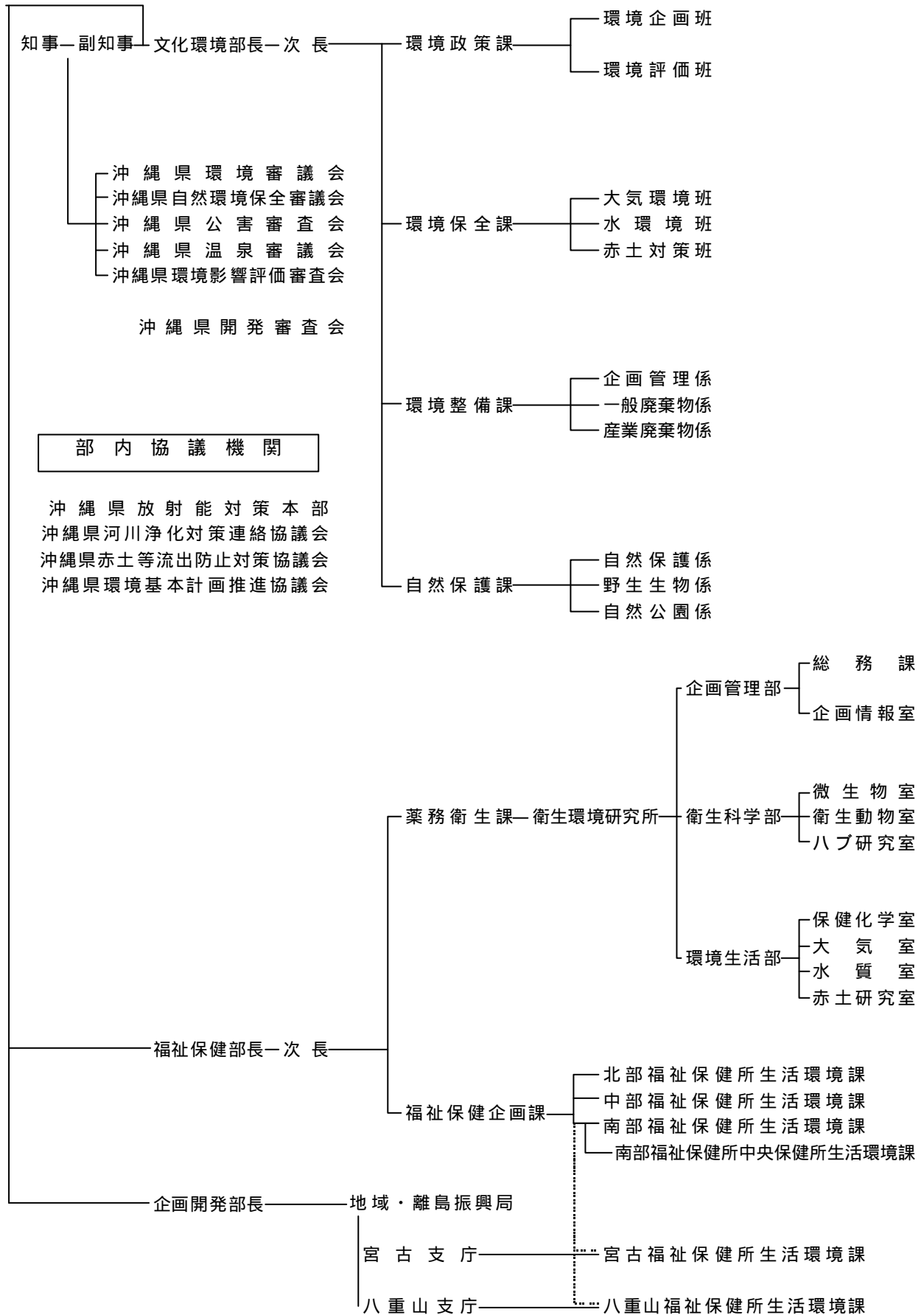
平成5年4月1日の行政組織規則の一部改正により、公害対策課が環境保全課へ、環境衛生課が生活衛生課へ改められました。

また、平成8年4月1日の行政組織規則の一部改正により、環境保全課が環境保全室へ改められました。

しかし、平成10年4月1日の行政組織規則の改正により、これまでの環境保健部が福祉保健部と文化環境部に分かれ、福祉保健部には薬務衛生課、文化環境部には環境保全室、自然保護課及び廃棄物対策課が設置された。平成13年4月1日の行政組織規則の一部改正により、環境保全室が環境政策課と環境保全課に分かれ、廃棄物対策課が環境整備課へ改められました。

図1 環境行政機構（抄）

平成14年4月1日現在



【衛生環境研究所】

衛生環境研究所は終戦直後の昭和21年1月沖縄中央病院内に中央衛生試験所として発足しましたが、昭和27年4月の琉球政府の発足に従い、名称が琉球衛生研究所と改称され、また組織機構も庶務課、試験検査課、昆虫課に改編され、衛生部門を主流とした調査、研究がなされました。当時、公害事例は、環境問題として試験検査課で対処していました。

昭和45年10月の組織規則の改正に伴い、組織改編され、新しく公害部門が設置されました。また、名称も沖縄公害衛生研究所に改称されるとともに、機構も庶務課、公害室、衛生化学室、衛生動物室、疫学室及びハブ支所となりましたが、昭和47年5月の本土復帰で名称は沖縄県公害衛生研究室と改称されました。

昭和55年8月には、昭和33年に竣工した那覇市久茂地の研修所が狭隘で老朽化していたため、大里村へ移設しました。

昭和58年4月には、県の機構改革に伴い、当該研究所も機構改革がなされ、衛生部、理化学部、ハブ支所となりました。

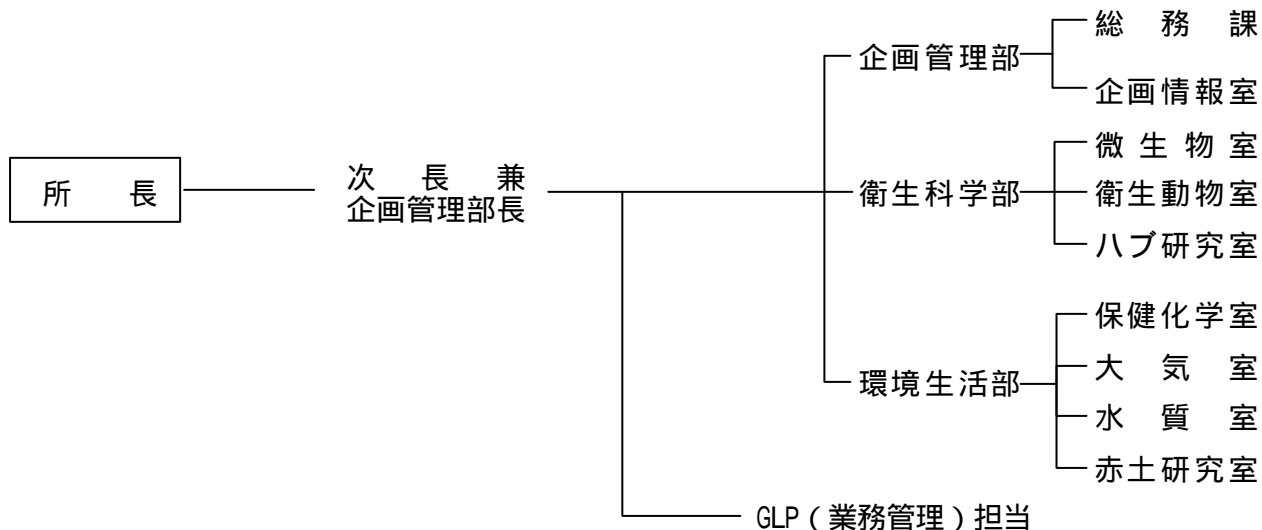
昭和62年4月に県の組織改革に伴う改組（8月5日施行）がなされ、企画管理部が新設されました。また、浦添市にあったハブ支所が本所の近くに移設されハブ研究部となりました。

平成6年4月に組織規則の一部改正により、名称が衛生環境研究所へ改められました。また、機構も衛生部が衛生科学部へ、ハブ研究部がハブ研究室へ、理化学部が環境生活部へ改められ、赤土研究室が設置されました。

平成12年4月には組織規則の一部改正により、研修指導室と疫学情報室が統合され、企画情報室となりました。

衛生環境研究所の主な業務は、公衆衛生、環境保全及びハブ対策などに係る試験検査、調査・研究及び研修教育等です。特に、研修教育については、保健所職員等技術研修の他に昭和58年度からJICAからの研究生を毎年4人～6人程度受け入れており、平成14年度までの研修実績として世界32カ国から104人の研修員が研修を終了しております。

図2 沖縄県衛生環境研究所



【福祉保健所等】

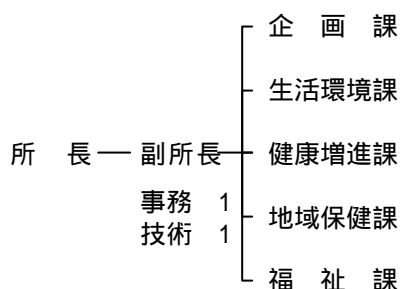
本県は平成14年度より福祉事務所と保健所が組織統合し、福祉保健所として業務を開始します。

福祉保健部の出先機関として3福祉保健所、4保健所（図3）があり、公害業務は生活環境課で所管しており、水質汚濁に係る公共用水域の水質分析測定（一般項目）公害苦情の処理、水質汚濁防止法及び沖縄県公害防止条例に基づく特定施設の届出等の受理に係る事務等を行っております。但し、南部福祉保健所中央保健所は、従来どおり保健・医療に関する業務を行います。

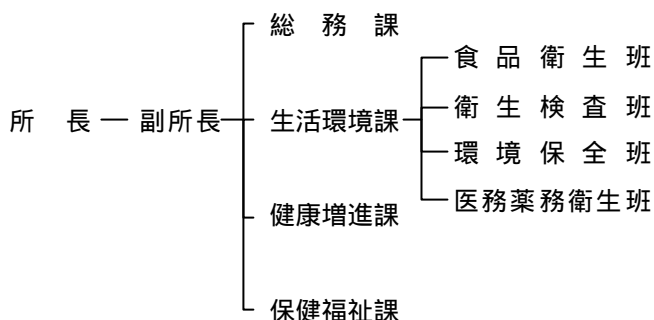
図3 福祉保健所

（平成14年4月1日現在）

北部・中部・南部（宮古・八重山）福祉保健所



南部福祉保健所中央保健所



環境保全関係予算

予算額及び事業内容 予算事項別	予算額		事業内容
	平成13年度	平成14年度	
環境保全行政費	8,934	52,607	公害防止対策行政の総合企画及び推進、環境審議会及び公害審査会の運営、公害苦情処理状況調査、環境管理計画の推進、環境センターの運営、環境アドバイザーの委嘱、啓発用教材作成、環境月間行事その他環境保全行政の推進
大気汚染防止対策費	52,791	63,591	大気汚染防止法の施行、大気汚染状況の監視測定、測定機器の整備等
騒音悪臭対策費	7,598	7,592	騒音規制法等の施行、自動車交通騒音・航空機騒音の監視測定、悪臭規制地域指定及び苦情調査、測定機器の整備等
水質汚濁防止対策費	26,942	14,580	水質汚濁防止法の施行、特定事業場の排水の規制、生活排水対策、主要水浴場の調査、公害監視船による海上パトロール、測定機器の整備等
水質保全対策費	47,489	52,589	公共用水域及び地下水の水質監視、環境基準の類型指定、上乘せ排水基準の設定、化学物質環境汚染実態調査等
環境影響調査費	55,770	13,806	環境影響調査の審査、指導、環境情報システムの整備
基地公害対策費	8,837	18,209	米軍基地周辺公共用水域水質調査、米軍基地排水監視調査、米軍航空機騒音監視調査、基地周辺環境マップ作成等
放射能調査費	15,561	15,099	環境放射能調査、原子力軍艦寄港時放射能調査等
赤土流出対策費	120,307	147,352	赤土等流出防止条例の施行、赤土流出に係る環境調査、赤土等流出防止対策の推進等
オゾン層保護対策費	0	3,006	フロン回収破壊法の施行、フロン類回収業者の登録等
計	344,229	388,431	

（注）1 予算額は当初予算である

2 環境保全行政費の中には（目）環境保全総務費の事務管理費分を含む

2 付属機関等

沖縄県環境審議会

沖縄県環境審議会は、県における公害対策に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第2項及び沖縄県環境審議会条例（昭和47年条例第103号）に基づき設置されています。

委員は、学識経験者8名、公益代表者3名、住民代表者3名、産業界代表者3名及び行政関係者2名の計19名が選任されています。

平成15年度の審議事項は次のとおりです。

基地環境問題について

平成16年度水質測定計画(案)及び平成16年度ダイオキシン類測定計画(案)について
河川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直し(案)について

沖縄県自然環境保全審議会

沖縄県自然環境保全審議会は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条及び沖縄県自然環境保全審議会条例（昭和48年沖縄県条例第55号）に基づき設置されています。審議事項は、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、温泉法、沖縄県自然環境保全条例、沖縄県自然公園条例の規程によりその権限に属せられた事項及び自然環境の保全に関する重要事項です。審議会組織は、学識経験者及び住民代表からなる20名の委員で構成し、自然環境部会（6人）、公園部会（6人）、鳥獣部会（5人）、温泉部会（5人）の各部会があります。

沖縄県公害審査会

沖縄県公害審査会は、公害に係る紛争の迅速かつ適切な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108条）及び沖縄県付属機関設置条例（昭和47年条例第50条）に基づき、昭和47年5月15日に設置されています。

現在、委員は弁護士3人、大学教授等8人、医師1人、薬剤師1人、看護師1人の計14人が任命されています。

沖縄県開発審査会

沖縄県開発審査会は、都市計画法によりその権限に属せられた事項を行わせるため、知事の諮問機関として設置されています。

その組織及び運営に関し必要な事項は、同法及び政令に基づき、沖縄県開発審査会条例（昭和47年9月9日条例第116号）で定められています。

委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから7人選任されています。

その主な職務は、開発許可処分等についての審査請求に対する裁決を行うほか、市街化調整

区域において、計画的な市街化を図るうえで支障のないもの、又は市街化を促進するおそれがないものとして開発許可権者が許可しようとする場合に、知事の諮問に応じて議決することです。

審査会設置後の活動状況は次表のとおりです。

年度	開催回数	取扱件数	備 考
昭和 6 1	2 回	9 2 (1 4)	() 内は、内数で審査会付議件数である。
" 6 2	3 "	1 5 3 (1 1)	
" 6 3	4 "	1 6 3 (2 2)	
平成元	3 "	1 2 1 (2 4)	
" 2	5 "	1 8 3 (1 8)	
" 3	4 "	1 3 5 (8)	
" 4	5 "	1 9 4 (1 6)	
" 5	3 "	2 7 0 (1 2)	
" 6	4 "	1 9 0 (6)	
" 7	4 "	2 9 5 (1 1)	
" 8	3 "	1 9 7 (6)	
" 9	6 "	2 0 4 (7)	
" 10	6 "	2 2 8 (9)	
" 11	5 "	1 8 3 (1 0)	
" 12	1 "	1 9 1 (1)	
" 13	3 "	2 1 7 (1 0)	
" 14	6 "	2 3 4 (4)	
" 15	6 "	3 4 2 (1 3)	

沖縄県環境影響評価審査会

沖縄県環境影響評価審査会は、環境影響評価及び事後調査に関する技術的な事項を調査審議するため、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例77号）第51条に基づき設置されております。その組織及び運営に関し必要な事項は同条例及び沖縄県環境影響評価条例施行規則（平成13年沖縄県規則第87号）で定めております。

委員は、学識経験者のうちから13名以内で構成し任期は3年となっております。

(各種審議会等委員名簿)

沖縄県環境審議会委員名簿(19名)

任期(H15.8.11~H17.8.10)

	役職	氏名	現職(専門分野等)	区分
1		安 重 成 一	沖縄県産業廃棄物協会 会長	産業界代表者
2		池 上 隆	第十一管区海上保安本部 次長	行政関係者
3		岩 島 英	元琉球大学教授 (気象学)	学識経験者
4		運 天 新一	県経済農業協同組合連合会 常務理事	産業界代表者
5		大 山 朝 賢	沖縄県医師会 理事	公益代表者
6		狩 獲 吉 正	連合沖縄 会長	公益代表者
7		酒 井 一 人	琉球大学助教授 (生産環境学)	学識経験者
8	会長	桜 井 国 俊	沖縄大学教授 (都市工学)	学識経験者
9		新 里 隆 男	元琉球大学教授 (熱工学)	学識経験者
10		田 中 幸 雄	NPO法人 沖縄 海と渚保全会 理事長	住民代表者
11		堤 純 一 郎	琉球大学教授 (大気環境学)	学識経験者
12		仲 田 栄 一 二	沖縄国際大学 非常勤講師 (植生生態学)	学識経験者
13		仲 地 清	名桜大学教授 (国際政治学)	学識経験者
14		平 田 照 子	沖縄県婦人連合会 副会長	住民代表者
15		福 岡 智 子	NPO法人 エコ・ビジョン沖縄 事務局長	住民代表者
16		藤 田 陽 子	琉球大学助教授 (環境経済学)	学識経験者
17	副会長	淵 辺 美 紀	(株)ビジネスランド 代表取締役	産業界代表者
18		みぞ 溝 内 俊 一	沖縄総合事務局 開発建設部長	行政関係者
19		むらかみ 上 尚 子	沖縄弁護士会 弁護士	公益代表者

(五十音順)

沖縄県公害審査会会委員名簿

任期（H16.8.4～H19.8.3）

	役職	氏名	職名
1		あはごん まさ ひで 阿波根 昌 秀	弁護士
2		あはれん まさ かず 阿波連 正 一	沖縄国際大学教授（法学）
3		あら かき ゆ うじ 新 垣 裕 治	名桜大学助教授（生物学）
4		いしじま すぐる 石 島 英	元琉球大学教授（気象学）
5		うえづ じゅんこ 上江洲 純 子	沖縄国際大学講師（法学）
6		おおみね ちえ子 大 嶺 千 枝 子	沖縄県看護協会監事（看護師）
7		おおやま ちゅうけん 大 山 朝 賢	勝山病院院長（医師）
8		お の けいこ 小 野 啓 子	沖縄大学助教授（都市計画）
9		しんざと たかお 新 里 隆 男	元琉球大学教授（熱工学）
10	会 長	とかしき よしひろ 渡嘉敷 義 浩	琉球大学教授（土壌学）
11		なかむら てるみ 中 村 照 美	弁護士
12	会長代理	ながよし せいげん 永 吉 盛 元	弁護士
13		みやざと せつ子 宮 里 節 子	琉球大学助教授（法学）
14		やましろ しず津 山 城 志 津	沖縄県薬剤師会事務局長（薬剤師）

（五十音順）

沖縄県開発審査会委員名簿

名称	沖縄県開発審査会	根拠法令	都市計画法（昭和43年法律第100号） 第78条	任期2カ年	
				構成員数	7名

任 期	役 職 名	氏 名	分 野
平成15年8月22日から 平成17年8月21日まで	会 長	宮 城 嗣 宏	法 律
	会長代理	砂 川 徹 男	都 市 計 画
	委 員	中 本 清	建 築
	〃	畠 中 優 子	経 済
	〃	大 城 貴 子	建 築
	〃	福 盛 久 子	公 衆 衛 生
〃	具 志 盛 義	行 政	

沖縄県環境影響評価審査会委員名簿

任期（自：平成13年7月10日 至：平成16年7月9日）

	役職	氏名	職業	区分
1		つつみ じゅんいちろう 堤 純一郎	琉球大学教授	大気環境
2		とかしき たけし 渡嘉敷 健	琉球大学助手	
3	会長	つかやま せいこう 津嘉山 正光	琉球大学教授	水環境
4		よしなが あんしゅん 吉 永 安 俊	琉球大学教授	
5		なかそね ようこ 仲宗根 洋子	琉球大学教授	
6		まえ かど あきら 前 門 晃	琉球大学教授	土壌環境
7	副会長	みやぎ くにはる 宮 城 邦 治	沖縄国際大学教授	動物
8		ひが 嘉 ヨシ子 比 嘉 ヨシ子	元沖縄県衛生環境研究所主任研究員	
9		つちや まこと 土屋 誠	琉球大学教授	
10		しん じょう かずはる 新 城 和 治	元琉球大学教授	植物
11		よこた たく 横 田 隆 嗣	琉球大学教授	
12		びせ 瀬 ヒロ子 備 瀬 ヒロ子	(株)都市科学政策研究所代表取締役社長	景観 人と自然との触れ合い活動の場
13		やまくち ようこ 山 口 洋子	(株)真南風取締役	

沖縄県環境影響評価審査会の活動状況

	開催回数	諮問件数	現地調査	主な諮問案件
平成13年度	9回	5件	5回	技術指針（案）
平成14年度	11回	11件	7回	新石垣空港建設事業（方法書）
平成15年度	10回	4件	5回	吉の浦火力発電所（方法書）

3 環境行政のあゆみ

年 月 日	事 項
昭和47年 5月15日	本土復帰により琉球政府が廃止され、沖縄県庁が発足し、組織は1室6部、3局、61課8室で構成される。 沖縄県公害防止条例（沖縄県条例第58号）制定 沖縄県附属機関設置条例（沖縄県条例第50号）の制定により、沖縄県公害審査会を設置
同年 9月4日	沖縄県公害防止条例施行規則（沖縄県規則第139号）制定 沖縄県公害の規制基準等に関する規則（沖縄県規則第140号）制定
同年 9月9日	沖縄県公害対策審議会条例（沖縄県条例第103号）制定 沖縄県水質審議会条例（沖縄県条例第104号）制定
昭和48年 4月1日	環境保全行政について、企画部の環境保全室が環境保全対策の総合企画及び調整を主な所掌事務とし、厚生部の環境衛生課が公害防止の所掌事務を行うこととなった。 また、公害の技術部である公害衛生研究所を沖縄県公害衛生研究所と改称して、公害防止のための調査、研究業務を行うこととなった。
同年 4月2日	沖縄県放射能対策本部設置規程（沖縄県訓令第10号）制定
同年 7月23日	沖縄県公害審査会の紛争処理の手続きに要する費用に関する条例（沖縄県条例第56号）制定
同年 9月7日	赤土等流出防止対策協議会設置規程（沖縄県訓令第22号）制定
同年 11月15日	沖縄県公害審査会規制（沖縄県規則第87号）制定 沖縄県公害審査会の手数料の納付の方法及び減免等に関する規則（沖縄県規則第88号）制定
昭和49年 3月1日	騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規程により、特定工事の騒音、特定建設作業からの騒音を規制する地域の指定（沖縄県告示第73号）、同年4月1日施行（指定地域）名護市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、糸満市、平良市、石垣市及び豊見城村 騒音規定法第4条第1項の規程により、昭和49年沖縄県告示第73号により指定された地域について特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定（沖縄県告示第74号）、同年4月1日施行 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、建設省告示第1号）の別表第1号の規程に基づく区域の指定（沖縄県告示第75号）、同年4月1日施行
同年 3月4日	公害対策基準法（昭和42年法律第132号）第9条の規程に基づき国場川及び比謝川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の種類の指定（沖縄県告示第78号）
同年 4月1日	多様化する環境行政に対応するために環境保全室と環境衛生課の公害係を廃止し、新設された環境保健部に環境保全課、公害規制課、自然保護課を新設して環境問題の解決にあたることになった。
同年 9月24日	沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第107条第1項の規程に基づき設置された、沖縄県公害対策連絡協議会の運営規程（沖縄県訓令第33号）制定
同年 10月1日	公害監視船（ひまわり）15t乗組員4人を公害規制課へ配置し、金武湾一帯の監視パトロールにあたる。

年 月 日	事 項
昭和50年 3月 6日	公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159条)第1項の規程により、金武湾、中城湾、与勝海域、北部西海岸流入河川(満名川)及び福地川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(沖縄県告示第79号)
同年 4月 1日	総合的・積極的かつ敏速適切に環境行政を推進、強化するため、環境保全課と公害規制課を統合して公害対策課に改称し、新たに環境整備課を設置。 又、公害対策課に特殊公害係を設置。
同年 7月 9日	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規程に基づく排水基準を定める条例(沖縄県条例第37号)制定(国場川、比謝川に係る上乘せ排水基準の設定)
同年 9月18日	公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水質及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、天願川(川崎川を含む)の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(沖縄県告示第395号)
昭和51年 3月15日	沖縄県公害防止条例(昭和47年沖縄県条例第58号)の全部改正(沖縄県条例第2号) 同年9月14日施行
同年 3月18日	公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、那覇港海域、名護湾海域、漢那川、羽地大川及び我部祖河川水系の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(沖縄県告示第82号)
同年 4月 1日	沖縄県行政組織規則第107条d第2項に定める沖縄県米軍基地環境科学委員会の運営規程(沖縄県訓令第8号)制定
同年 8月 5日	水質汚濁防止法第3条第3項の規程に基づく排水基準を定める条例の一部改正(沖縄県条例第27号)(天願川、中城湾、与勝海域、金武湾に係る上乘せ排水基準の設定)
同年 9月13日	沖縄県公害防止条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第139号)の全部改正(沖縄県規則第31号) 同年9月14日施行。
同年 10月14日	沖縄県公害防止条例施行規則の一部改正(沖縄県規則第38号)
昭和52年 4月25日	公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、北部東海岸流入河川(新川川、安波川、普久川)、汀良川、宮古海域(平良港海域)及び八重山海域(石垣港海域、川平湾海域)の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(沖縄県告示第193号)
同年 6月20日	水質汚濁防止法第3条第3項の規程に基づく排水基準を定める条例の一部改正(沖縄県条例第24号)(羽地大川、我部祖河川、名護湾に係る上乘せ排水基準の設定)
昭和53年 3月 1日	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規程による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び同法第3条の規程による当該規制地域についての規制基準の設定(沖縄県告示第87号) 同年4月1日施行(指定地域)名護市、石川市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、糸満市、平良市、石垣市、与那城村、北中城村、中城村、西原村

年 月 日	事 項
同年 5月15日	沖縄県公害の規制基準等に関する規則（昭和47年沖縄県規則第140号）の廃止
同年 6月24日	公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、久茂地川、安里川及び安謝川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第233号）
昭和54年 3月1日	水質汚濁防止法第3条第3項の規程に基づく排水基準を定める条例の一部改正（沖縄県条例第24号）（那覇港海域に係る上乘せ排水基準の設定）
同年 3月8日	昭和53年沖縄県告示第87号（悪臭規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を改正する告示（沖縄県告示第78号）同年4月1日施行
同年 4月9日	沖縄県公害防止条例施行規則の一部改正（沖縄県規則第6号）同年4月1日施行
同年 9月29日	騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域及び時間の指定並びに昭和49年沖縄県告示第73号、第74号、第75号の廃止（沖縄県告示第95号）、同年4月1日施行・振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項に基づく規制地域及び同法第4条第1項の規程に基づく規制基準、同法施行規則別表第1の付表に基づく指定区域並びに府令別表第2の規程に基づく区域及び時間の指定（沖縄県告示第96号）、同年4月1日施行
昭和55年 5月19日	公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、報得川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示166号）
同年 6月12日	水質汚濁防止法第3条第3項の規程に基づく排水基準を定める条例の一部改正（沖縄県条例第32号）（報得川に係る上乘せ排水基準の設定）
昭和56年 4月18日	赤土等流出防止対策協議会設置規程（昭和48年沖縄県訓令第22号）の一部を改正する訓令（沖縄県訓令第24号）
昭和57年 3月25日	公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、牧港川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第377号）
同年 3月25日	新公害監視船（こんべき）38.82 t 完成
同年 6月3日	騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和54年沖縄県告示第9号）の一部改正（沖縄県告示第184号）同年5月1日施行
同年 7月12日	振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の指定（昭和54年沖縄県告示第96号）の一部改正（沖縄県告示第185号）同年5月1日施行
	悪臭規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和53年沖縄県告示第87号）の一部改正（沖縄県告示第186号）同年5月1日施行
	公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、羽地内海の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示318号）
	公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、辺野喜川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準に水域類型の指定（沖縄県告示第373号）

年 月 日	事 項
同年 10月28日	沖縄県行政組織規則の一部を改正する条例（沖縄県規則第51号）の公布（第107号第2項の表中沖縄米軍基地環境科学委員会の項を削る）同年11月1日施行
同年 11月15日	沖縄県米軍基地環境科学委員会規程（昭和51年沖縄県訓令第8号）を廃止する訓令（沖縄県訓令第20号）同年11月15日施行
昭和58年 3月28日	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規程に基づき、那覇空港周辺地域について、航空機騒音に係る地域類型あてはめの設定（沖縄県告示第209号）
同年 4月1日	国の行政改革との関連から県は昭和58年度組織定数の見直し及び組織の統廃合を実施した。その結果、環境整備課が廃止され、当該課の環境整備係が公害対策課に移管。
昭和60年 4月1日	組織改正により、公害対策課の環境整備係が環境衛生課に移管。
同年 4月5日	騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和54年沖縄県告示第95号）の一部改正（沖縄県告示第327号）同年5月1日から施行
	振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和54年沖縄県告示第96号）の一部改正（沖縄県告示第328号）同年5月1日から施行
	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和53年沖縄県告示第87号）の一部改正（沖縄県告示第329号）同年5月1日から施行
昭和61年 1月12日	沖縄県水質審議会を廃止する条例により、沖縄県水質審議会を廃止、同年1月12日より施行
同年 2月28日	騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和54年沖縄県告示第95号）の一部改正（沖縄県告示第129号）同年4月1日から施行
	振動規制に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和54年沖縄県告示第96号）の一部改正（沖縄県告示第130号）同年4月1日から施行
同年 3月13日	赤土等流出防止対策協議会設置規程に基づき、沖縄県赤土等流出防止対策協議会を設置、同年4月1日施行
	沖縄県放射能対策本部設置規程（沖縄県訓令第10号）を廃止、沖縄県部内協議機関設置規程に基づき、沖縄県放射能対策本部を設置、同年4月1日施行
同年 7月8日	騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和54年沖縄県告示第95号）の一部改正（沖縄県告示第467号）同年8月8日から施行
	悪臭防止に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和53年沖縄県告示第87号）の一部改正（沖縄県告示第468号）同年8月8日から施行
	振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和54年沖縄県告示第96号）の一部改正（沖縄県告示第469号）同年8月8日から施行
昭和62年 3月31日	沖縄県河川浄化対策連絡協議会の設置（同年4月1日施行）
同年 4月1日	特殊公害係を環境管理係に名称変更
同年 10月2日	騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和54年沖縄県告示第95号）の一部を改正する告示（沖縄県告示第735号）同年11月2日施行
	振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和54年沖縄県告示第96号）の一部を改正する告示（沖縄県告示第936号）同年11月2日施行

年 月 日	事 項
	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和53年沖縄県告示第87号）の一部を改正する告示（沖縄県告示第937号）、同年11月2日施行
同年 11月5日	第53回全国公害行政協議会の開催
昭和63年 2月16日	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規程に基づき、嘉手納及び普天間飛行場周辺地域について、航空機騒音に係る環境基準に係る地域の類型あてはめの設定（沖縄県告示第107号）
同年 3月25日	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、源河川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第269号）
同年 6月9日	沖縄県公害対策審議会委員（15名）発令
同年 7月15日	水質汚濁防止法第3条第3項の規程に基づく排水基準を定める条例の一部改正（沖縄県条例第24号）（源河川水域に係る上乗せ排水の基準の設定）
同年 8月16日	「新石垣空港建設に係る埋立事業環境影響評価準備書」に対する知事意見公表
同年 10月4日	環境管理計画の策定に係る意見を求めるため沖縄県環境管理計画基本 構想懇談会を設置
平成元年 2月10日	沖縄県環境管理計画基本構想懇談会委員（15名）委嘱
同年 3月28日	公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水質及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項規程により「騒音に係る環境基準の地域類型の指定（沖縄県告示第274号）（那覇市及び浦添市）」
同年 4月8日	沖縄県公害審査委員会（9名）発令
同年 4月25日	環境基準に係る環境基準の水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、平南川、大保川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（沖縄県告示第368号）
同年 10月18日	水質汚濁防止法第3条第3項の規程に基づく排水基準を定める条件の一部改正（沖縄県条例第31号）（平南川、大保川水域に係る上乗せ排水基準の設定）
同年 12月15日	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第883号）、平成2年1月15日から施行
	騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第884号）、平成2年1月15日から施行
	振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第885号）、平成2年1月15日から施行
平成2年 1月16日	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規程により、宮良川、名蔵川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（沖縄県告示第51号）
同年 2月2日	沖縄県部内協議機関設置規程の一部を改正し、沖縄県環境管理計画策定連絡協議会を設置（同日施行）
同年 3月15日	沖縄県環境保全基金条例（沖縄県条例第2号）の制定、同日施行、同年3月30日当該基金（4億円）造成
同年 3月23日	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規程により、騒音に係る環境基準の地域類型指定（沖縄県告示第329号）（沖縄市、宜野湾市、具志川市、石川市、糸満市）

年 月 日	事 項
平成3年3月20日 同年 3月27日	沖縄県公害対策審議会委員（15名）委嘱 地域環境センター開所 環境アドバイザー（1名）及び地域環境保全活動推進員（10名）に委嘱
平成4年1月14日 同年 2月4日	「中城湾港公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書」に対する知事意見公表 環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規程により、騒音に係る環境基準の地域類型指定（沖縄県告示第120号）（名護市、平良市、石垣市、南風原町、佐敷町、東風平町、与那原町、西原町、豊見城村、読谷村）
同年 8月4日	沖縄県公害審査会委員（10名）発令
同年 8月18日	沖縄県環境影響評価規程告示、平成5年2月1日から施行
同年 9月22日	水質汚濁防止法第14条の6第1項の規程により生活排水対策重点地域の指定（沖縄県告示第768号） 国場川流域生活排水対策重点地域 那覇市、南風原町、東風平町、豊見城村及び大里村の全域（下水道処理区域を除く） 天願川流域生活排水対策重点地域 具志川市の全域（下水道処理区域を除く）
同年 10月12日	沖縄県環境影響評価規程実施要領策定
平成5年1月29日	沖縄県環境影響評価技術指針策定
同年 3月31日	沖縄県環境管理計画基本構想策定
同年 4月1日	公害対策課が環境保全課へ、環境衛生課が生活衛生課へ改められる
平成6年3月31日	沖縄県環境管理計画策定
同年 4月1日	公害衛生研究所が衛生環境研究所へ改められる。
同年 7月22日	沖縄県公害対策審議会条例及び沖縄県公害防止条例の一部を改正する条例制定により、公害対策審議会が環境審議会へ改められる。同年8月1日施行
同年 10月20日	沖縄県赤土等流出防止条例（沖縄県条例第36号）制定 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第56号）の公布（第50条第16号、第241号第1号表中の公害対策審議会を環境審議会へ改める）
平成7年8月4日 同年 10月9日 同年 10月15日	沖縄県公害審査会委員（15名）発令 沖縄県赤土等流出防止条例施行規則（沖縄県規則第64号）制定 沖縄県赤土等流出防止条例施行
平成8年2月29日 同年 4月1日	沖縄県環境審議会委員（16名）発令 環境保全課が環境保全室へ改められる。
平成10年4月1日	環境保健部が福祉保健部と文化環境部へ改められ、福祉保健部には薬務衛生課、文化環境部には環境保全室、自然保護課及び廃棄物対策課が設置される
平成11年5月27日	沖縄県環境率先実行計画策定
平成12年3月31日 同年 12月27日	沖縄県環境基本条例制定 沖縄県環境影響評価条例制定
平成13年4月1日	環境保全室が環境政策課と環境保全課へ、廃棄物対策課が環境整備課へ改められる。
同年 7月10日	沖縄県環境影響評価審査会委員（13名）委嘱
同年 11月1日	沖縄県環境影響評価条例全面施行

年 月 日	事 項
平成14年 8月24日	復帰30周年記念事業「ちゅら島うちなー環境フェア」の開催
同年 8月24日	おきなわアジェンダ21県民会議設立
同年 10月24日	沖縄県環境保全実施計画策定（沖縄振興推進計画の分野別計画）
平成15年 4月 1日	沖縄県環境基本計画策定
同年 8月 1日	沖縄県地球温暖化対策地域推進計画策定
同年 11月17日	沖縄県地球温暖化防止活動推進センター指定

4 環境基準等

大気汚染に係る環境基準及びその評価方法

(1) 大気汚染に係る環境基準

告示	昭和48.5.8 環境庁告示第25号				昭和53.7.11 環境庁告示第38号
物質	二酸化いおう SO ₂	一酸化炭素 CO	浮遊粒子状物質 SPM	光化学オキシダント OX	二酸化窒素 NO ₂
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が、0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
達成期間	維持され又は5年以内に達成	維持され又は早期に達成	同左	同左	1時間値の1日平均値が0.06ppmを越える地域は、原則として7年以内。0.04～0.06ppmまでのゾーン内の地域は、現状を維持する。

- 備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 2 光化学オキシダントは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。
 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

(2) 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

大気中炭化水素濃度の指針は、光化学オキシダントの環境基準を達成するうえで必要とされる炭化水素の排出抑制のための行政上の目標として、中央公害対策審議会が示したものの。

物質	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値の0.06ppmに対応する午前6時から午前9時までの3時間の平均値が0.20ppm～0.31ppmの範囲にあること。
測定方法	ガスクロ分離FID検出器による直接法又は全炭化水素とメタンの差量法

(昭和51.8.17環大企第220号)

(3) 評価方法

昭和48年6月12日付環大企第143号により二酸化いおう、他3物質について、また、昭和53年6月17日付環大企第262号により二酸化窒素について、次のとおり短期的評価及び長期的評価2つの評価方法が示された。

なお、同通知において、現在の測定体制における測定精度の限界等の理由から、環境基準による大気汚染の評価方法としては、長期的評価（光化学オキシダントを除く。）により実施することとなっている。

項目	評価	
	短期的評価	長期的評価
二酸化いおう SO ₂	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。
一酸化炭素 CO	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 SPM	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ を越えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント Ox	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時までの昼間の1時間値で評価する。これは、光化学オキシダントが生じやすいのが日射のある昼間のみであることによる。	
二酸化窒素 NO ₂	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

- 備考 1 1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としないものとする。
 2 長期的評価は、年間における測定時間が6,000時間以上のものを評価対象とする。
 3 2%除外値とは、年間における1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。
 4 98%値とは、年間における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するものを環境基準と比較して評価する。

(4) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(5) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域については、適用しない。
 2 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル	65デシベル
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

航空機騒音に係る環境基準地域の類型基準値（WECPNL）

地域の類型	基準値(WECPNL)
	70以下
	75以下

注) をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、 をあてはめる地域は 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
<p>備考</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	
測定方法		規格12.1に定める方法又は電極を用いた監視による結果の方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は膜電極を用いた監視による結果の方法	最確数による定量法
備考	<p>1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml...のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>					

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）
 (ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml以下
B	水産3級、工業用 水1級、農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄化操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(1)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 海 域
(7)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級浴び及び自然環境保全以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上		検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上		
測定方法		規格12.1に定める方法による監視の結果	規格17に定める方法による監視の結果	規格32に定める方法による監視の結果	最確数による定量法	付表9に掲げる方法
<p>備考</p> <p>1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2. アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水産化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/ℓ)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶液中に正確に20分放置する。その後、酸化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)で還元溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次よりCOD値を計算する。</p> $COD (O_2mg/ℓ) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の滴定値(ml) (b) : 蒸留水について行った空試験値(ml) fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の力価</p>						

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(1)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
	水産1級水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
	水産3級工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法
<p>備考</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。</p> <p>2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。</p>			

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

排水基準を定める省令（昭和46年総令第35号）

[有害物質に係る排水基準]

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン及びEPNIに限る） 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム 1 リットルにつきシアン1ミリグラム 1 リットルにつき1ミリグラム 1 リットルにつき鉛0.1ミリグラム 1 リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム 1 リットルにつき砒素0.1ミリグラム 1 リットルにつき水銀0.005ミリグラム 検出されないこと 1 リットルにつき0.003ミリグラム 1 リットルにつき0.3ミリグラム 1 リットルにつき0.1ミリグラム 1 リットルにつき0.2ミリグラム 1 リットルにつき0.02ミリグラム 1 リットルにつき0.04ミリグラム 1 リットルにつき0.2ミリグラム 1 リットルにつき0.4ミリグラム 1 リットルにつき3ミリグラム 1 リットルにつき0.06ミリグラム 1 リットルにつき0.02ミリグラム 1 リットルにつき0.06ミリグラム 1 リットルにつき0.03ミリグラム 1 リットルにつき0.2ミリグラム 1 リットルにつき0.1ミリグラム 1 リットルにつきセレン0.1ミリグラム 海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム 海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム 1 リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
備考 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際限にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

[生活環境に係る排水基準]

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数） 生物化学的酸素要求量 （単位 1リットルにつきミリグラム） 化学的酸素要求量 （単位 1リットルにつきミリグラム） 浮遊物質 （単位 1リットルにつきミリグラム） ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 1リットルにつきミリグラム） ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） （単位 1リットルにつきミリグラム） フェノール類含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム） 銅含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム） 亜鉛含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム） 溶解性鉄含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム） 溶解性マンガン含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム） クロム含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム） 大腸菌群数 窒素含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム） 磷含有量 ^{りん} （単位 1リットルにつきミリグラム）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下、海域に排出されるもの5.0以上9.0以下 160（日間平均120） 160（日間平均120） 200（日間平均150） 5 30 5 3 5 10 10 2 日間平均3,000 120（日間平均60） 16（日間平均8）
備考 <ol style="list-style-type: none"> 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 磷含有量^{りん}についての排水基準は、磷^{りん}が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 	

上乗せ排水基準 別表第1 (第2条関係)

(1) 国場川及び比謝川水域に係るもの

区 分	特定施設を有する業種	排出水量 (1日当たり)	項目及び許容限度				適用期日		
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)			
				日間平均	最大	日間平均		最大	
この条例の施行の日に特定施設を設置する工場又は事業場(特定施設設置工事を含む。)	下水道処理区域内に設置されているもの	すべてのもの	6.5以上 8.5以下	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和51年 7月1日	
	養豚業	豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの		2,000以下	2,600以下	4,600以下	6,000以下	昭和51年 7月1日
		豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上		1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下	
		豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	同上		120以下	160以下	150以下	200以下	
	食品製造業	砂糖製造業	50立方メートル以上のもの	6.5以上 8.5以下	10以下	20以下	70以下	90以下	昭和52年 7月1日
			5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	6.5以上 8.5以下	120以下	160以下	150以下	200以下	昭和51年 7月1日
	食品製造業	その他の製造業	50立方メートル以上のもの	6.5以上 8.5以下	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和52年 7月1日
			5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	6.5以上 8.5以下	120以下	160以下	150以下	200以下	昭和51年 7月1日
	下水道処理区域外に設置されているもの	と畜場		6.5以上 8.5以下	25以下	30以下	70以下	90以下	昭和52年 7月1日
		農薬製造業	50立方メートル以上のもの	6.5以上 8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下	昭和52年 7月1日
			5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	6.5以上 8.5以下	30以下	40以下	70以下	90以下	
		洗たく業	50立方メートル以上のもの	6.5以上 8.5以下	40以下	50以下	70以下	90以下	昭和52年 7月1日
			5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	6.5以上 8.5以下	60以下	80以下	100以下	130以下	
		し尿処理施設のみを有するもの	5立方メートル以上のもの	6.5以上 8.5以下	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和52年 7月1日
		自動式車両洗淨施設を有するもの	5立方メートル以上のもの				30以下	40以下	昭和52年 7月1日
生コンクリート製造業又はセメント製品製造業		同上				30以下	40以下	昭和52年 7月1日	
その他のもの (牛房及び馬房施設を除く。)		50立方メートル以上のもの	6.5以上 8.5以下	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和52年 7月1日	
		5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	6.5以上 8.5以下	120以下	160以下	150以下	200以下	昭和51年 7月1日	
この条例の施行の日以後に特定施設を設置する工場又は事業場		砂糖製造業		6.5以上 8.5以下	10以下	20以下	70以下	90以下	
		その他のもの		6.5以上 8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下	

(2) 天願川水域に係るもの

区分	特定施設を有する業種	排出水量 (1日当たり)	項目及び許容限度				適用期日		
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)			
				日間平均	最大	日間平均		最大	
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和51年沖縄県条例第27号)の施行の日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事をしていないものを含む。)	養豚業	豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの		2,000以下	2,600以下	4,600以下	6,000以下	昭和52年8月1日
		豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上		1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下	
		豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	同上		120以下	160以下	150以下	200以下	
	食品製造業	果実かん詰製造業	50立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下	30以下	50以下	100以下	150以下	昭和53年8月1日
		その他の製造業	5立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下	120以下	160以下	150以下	200以下	昭和52年8月1日
	紙製造業	50立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下	80以下	100以下	70以下	90以下	昭和52年8月1日	
	化学工業製品製造業	50立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下	昭和52年8月1日	
	自動式車両洗淨施設を有するもの	5立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下			30以下	40以下	昭和52年8月1日	
	その他のもの	50立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和52年8月1日	
		5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	6.5以上8.5以下	120以下	160以下	150以下	200以下		
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和51年沖縄県条例第27号)の施行の日以後に特定施設を設置する工場又は事業場	自動式車両洗淨施設を有するもの	すべてのもの	6.5以上8.5以下			30以下	40以下		
	その他のもの	50立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下		
		50立方メートル未満のもの	6.5以上8.5以下	80以下	100以下	100以下	150以下		

(3) 中城湾海域、与勝海域及び金武湾海域に係るもの

区 分	特 定 施 設 を 有 す る 業 種	排 出 水 量 (1日当たり)	項 目 及 び 許 容 限 度				適 用 期 日		
			生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)				
			日間平均	最大	日間平均	最大			
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和51年沖縄県条例第27号)の施行の日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を含む。)	下水道処理区域内に設置されているもの	すべてのもの						昭和52年8月1日	
	下水道処理区域外に設置されているもの	養豚業 豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの	3,000以下	3,600以下	6,900以下	8,000以下		昭和52年8月1日
		豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上	2,000以下	2,600以下	4,600以下	6,000以下		
		豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	同上	1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下		
	食料品製造業	砂糖製造業	1,000立方メートル以上のもの	30以下	50以下	70以下	90以下		昭和52年8月1日
			1,000立方メートル未満のもの	40以下	60以下	70以下	90以下		
		水産食料品製造業	50立方メートル以上のもの	30以下	40以下	100以下	150以下		
		その他の製造業	50立方メートル以上のもの	50以下	70以下	100以下	130以下		
			20立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120以下	160以下	150以下	200以下		
	紙製造業	20立方メートル以上のもの	80以下	100以下	100以下	150以下		昭和52年8月1日	
	石油精製業	50立方メートル以上のもの	20以下	30以下	15以下	20以下		昭和52年2月1日	
	と畜業	50立方メートル以上のもの	25以下	30以下	70以下	90以下		昭和52年8月1日	
	自動式車両洗淨施設を有するもの	20立方メートル以上のもの			80以下	100以下		昭和52年18月1日	
	下水道終末処理場	20立方メートル以上のもの	30以下	40以下	70以下	90以下		昭和53年8月1日	
その他のもの	50立方メートル以上のもの	50以下	70以下	100以下	130以下		昭和52年8月1日		
	20立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120以下	160以下	150以下	200以下				

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例（昭和51年沖縄県条例第27号）の施行の日以後に特定施設を設置する工場又は事業場	下水道処理区域内に設置されるもの	すべてのもの		20以下	30以下	70以下	90以下		
	下水道処理区域外に設置されているもの	養豚業	豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの	1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下	
			豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上	600以下	750以下	1,000以下	1,300以下	
			豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	50立方メートル以上のもの	50以下	70以下	70以下	90以下	
		50立方メートル未満のもの		120以下	160以下	150以下	200以下		
		水産食料品製造業	20立方メートル以上のもの	30以下	40以下	100以下	150以下		
		紙製造業	20立方メートル以上のもの	60以下	80以下	80以下	120以下		
	石油精製業	20立方メートル以上のもの	20以下	30以下	15以下	20以下			
	と畜業	20立方メートル以上のもの	25以下	30以下	70以下	90以下			
	自動式車両洗浄施設を有するもの	20立方メートル以上のもの			50以下	70以下			
	その他のもの	200立方メートル以上のもの	20以下	30以下	70以下	90以下			
		50立方メートル以上200立方メートル未満のもの	50以下	70以下	100以下	130以下			
		20立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120以下	160以下	150以下	200以下			

(4) 羽地大川水域及び我部祖河川水域に係るもの

区分	特定施設を有する業種	排出水量 (1日当たり)	項目及び許容限度				適用期日	
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)		
				日間平均	最大	日間平均		最大
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和52年沖縄県条例第24号)の施行の日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	養豚業 豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの		2,000以下	2,600以下	4,600以下	6,000以下	昭和53年8月1日
	豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上		1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下	
	豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	同上		120以下	160以下	150以下	200以下	
	果実かん詰製造業	50立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下	30以下	50以下	100以下	150以下	昭和53年8月1日
	自動式車両洗浄施設を有するもの	5立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下			30以下	40以下	昭和53年8月1日
	生コンクリート製造業	5立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下			30以下	40以下	昭和53年8月1日
	その他のもの	50立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和53年8月1日
	5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	6.5以上8.5以下	120以下	160以下	150以下	200以下		
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和52年沖縄県条例第24号)の施行の日以後に特定施設を設置する工場又は事業場	養豚業 豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの		1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下	
	豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上		600以下	750以下	1,000以下	1,300以下	
	業 豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	50立方メートル以上のもの		50以下	70以下	70以下	90以下	
		50立方メートル未満のもの		120以下	160以下	150以下	200以下	
	自動式車両洗浄施設を有するもの		6.5以上8.5以下			30以下	40以下	
	生コンクリート製造業		6.5以上8.5以下			30以下	40以下	
	その他のもの	50立方メートル以上のもの	6.5以上8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下	
50立方メートル未満のもの		6.5以上8.5以下	80以下	100以下	100以下	150以下		

(5) 名護湾海域に係るもの

区 分	特定施設を有する業種	排出水量 (1日当たり)	項目及び許容限度				適用期日		
			生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)				
			日間平均	最大	日間平均	最大			
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和52年沖縄県条例第24号)の施行の日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	下水道処理区域内に設置されているもの	すべてのもの	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和53年8月1日		
	下水道処理区域外に設置されている工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	養豚業	豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの	3,000以下	3,600以下	6,900以下	8,000以下	昭和53年8月1日
		豚業	豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上	2,000以下	2,600以下	4,600以下	6,000以下	
		豚業	豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	同上	1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下	
		果実かん詰製造業	50立方メートル以上のもの	同上	30以下	50以下	100以下	150以下	昭和54年8月1日
		飲料製造業	50立方メートル以上のもの	同上	100以下	150以下	100以下	150以下	昭和53年8月1日
		と畜業	50立方メートル以上のもの	同上	25以下	30以下	70以下	90以下	昭和53年8月1日
		自動式車両洗浄施設を有するもの	20立方メートル以上のもの	同上			80以下	100以下	昭和53年8月1日
		し尿処理施設のみを有するもの	50立方メートル以上のもの	同上	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和53年8月1日
		下水道終末処理場	50立方メートル以上のもの	同上	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和53年8月1日
その他のもの	50立方メートル以上のもの	同上	50以下	70以下	100以下	130以下	昭和53年8月1日		
その他のもの	20立方メートル以上50立方メートル未満のもの	同上	120以下	160以下	150以下	200以下			
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和52年沖縄県条例第24号)の施行の日以後に特定施設を設置する工場又は事業場	下水道処理区域内に設置されるもの	すべてのもの	20以下	30以下	70以下	90以下			
	下水道処理区域外に設置されるもの	養豚業	豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの	1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下	
		豚業	豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上	600以下	750以下	1,000以下	1,300以下	
		豚業	豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	50立方メートル以上のもの	50以下	70以下	70以下	90以下	
		果実かん詰製造業	50立方メートル以上のもの	同上	120以下	160以下	150以下	200以下	
		自動式車両洗浄施設を有するもの	同上	同上	30以下	40以下	80以下	100以下	
		し尿処理施設のみを有するもの	同上	同上	30以下	40以下	70以下	90以下	
		その他のもの	200立方メートル以上のもの	同上	20以下	30以下	70以下	90以下	
			50立方メートル以上200立方メートル未満のもの	同上	50以下	70以下	100以下	130以下	
			20立方メートル以上50立方メートル未満のもの	同上	120以下	160以下	150以下	200以下	

(6) 那覇港海域に係るもの

区 分	特定施設を有する業種	排出水量 (1日当たり)	項目及び許容限度						適用期日
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)			
				日間平均	最大	日間平均	最大		
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和53年沖縄県条例第24号)の施行の日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事をしていないものを含む。)	下水道処理区域内に設置されているもの	すべてのもの	6.5以上 8.5以下	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和54年 8月1日	
	養豚業	豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの		2,000以下	2,600以下	4,600以下	6,000以下	昭和54年 8月1日
		豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上		1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下	
		豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	同上		120以下	160以下	150以下	200以下	
	下水道処理区域外に設置されているもの	みそ・しょう油製造業	50立方メートル以上のもの	6.5以上 8.5以下	50以下	70以下	100以下	130以下	昭和54年 8月1日
			5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	6.5以上 8.5以下	120以下	160以下	150以下	200以下	
		洗たく業	5立方メートル以上のもの	6.5以上 8.5以下	60以下	80以下	100以下	130以下	昭和55年 8月1日
		自動式車両洗浄施設を有するもの	5立方メートル以上のもの			30以下	40以下	昭和54年 8月1日	
		生コンクリート製造業又はセメント製品製造業	5立方メートル以上のもの			30以下	40以下	昭和54年 8月1日	
		その他のもの	50立方メートル以上のもの	6.5以上 8.5以下	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和54年 8月1日
5立方メートル以上50立方メートル未満のもの			6.5以上 8.5以下	120以下	160以下	150以下	200以下	昭和55年 8月1日	
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和53年沖縄県条例第24号)の施行の日以後に特定施設を設置する工場又は事業場	自動式車両洗浄施設を有するもの		6.5以上 8.5以下			30以下	40以下		
	生コンクリート製造業又はセメント製品製造業		6.5以上 8.5以下			30以下	40以下		
	その他のもの		6.5以上 8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下		

(7) 報得川水域に係るもの

区 分	特 定 施 設 を 種 有 する 業 種		排 出 水 量 (1日当たり)	項 目 及 び 許 容 限 度				適 用 期 日		
				水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量(単位1リットルに つきミリグラム)		浮 遊 物 質 量(単位1 リットルにつきミリ グラム)			
					日 間 平 均	最 大	日 間 平 均		最 大	
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和54年沖縄県条例第32号)の施行の日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)	養 豚 業	豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの		2,000以下	2,600以下	4,600以下	6,000以下	昭和55年10月1日	
		豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上		1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下		
		豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	同上		120以下	160以下	150以下	200以下		
		自動式車両洗浄施設を有するもの	5立方メートル以上のもの		6.5以上8.5以下			30以下	40以下	昭和55年10月1日
		生コンクリート製造業	5立方メートル以上のもの		6.5以上8.5以下			30以下	40以下	昭和55年10月1日
		そ の 他 の も の	50立方メートル以上のもの		6.5以上8.5以下	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和55年10月1日
	5立方メートル以上50立方メートル未満のもの			6.5以上8.5以下	120以下	160以下	150以下	200以下	昭和55年10月1日	
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和54年沖縄県条例第32号)の施行の日以後に特定施設を設置する工場又は事業場	養 豚 業	豚房の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの		1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下		
		豚房の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上		600以下	750以下	1,000以下	1,300以下		
		豚房の総面積が1,000平方メートル以上のもの	50立方メートル以上のもの		50以下	70以下	70以下	90以下		
			50立方メートル未満のもの		120以下	160以下	150以下	200以下		
		自動式車両洗浄施設を有するもの			6.5以上8.5以下			30以下	40以下	
		生コンクリート製造業			6.5以上8.5以下			30以下	40以下	
		そ の 他 の も の	50立方メートル以上のもの		6.5以上8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下	
50立方メートル未満のもの			6.5以上8.5以下	80以下	100以下	100以下	150以下			

(8) 源河川水域に係るもの

区 分	特定施設を有する業種	排出水量 (1日当たり)	項目及び許容限度				適用期日	
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)		
				日間平均	最大	日間平均		最大
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和63年沖縄県条例第24号)の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)前に特定施設を設置している工場又は事業場(施行日前に特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	すべてのもの	50立方メートル未満のもの		120以下	160以下	150以下	200以下	昭和64年8月1日
施行日以後に特定施設を設置する工場又は事業場(施行日前に特定施設の設置の工事を行っているものを除く。)	すべてのもの	すべてのもの	6.5以上 8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下	施行日

(9) 平南川水域及び大保川水域に係るもの

区 分	特定施設を有する業種	排出水量 (1日当たり)	項目及び許容限度				適用期日	
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)		
				日間平均	最大	日間平均		最大
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(平成元年沖縄県条例第31号)の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)前に特定施設を設置している工場又は事業場(施行日前に特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	すべてのもの	50立方メートル未満のもの		120以下	160以下	150以下	200以下	平成2年11月1日
施行日以後に特定施設を設置する工場又は事業場(施行日前に特定施設の設置の工事を行っているものを除く。)	すべてのもの	すべてのもの	6.5以上 8.5以下	20以下	30以下	70以下	90以下	施行日

備考

- 1 「特定施設」とは、法第2条第2項に規定する施設をいう。
- 2 「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 3 「排出水量」とは、特定施設を設置している工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

別表第2（第3条関係）

適 用 区 域

水域の名称	範 囲
国場川水域	明治橋から上流及びこれに接続する公共用水域（久茂地川流域を除く。）
比謝川水域	比謝橋下流の取水せきから上流及びこれに接続する公共用水域
天願川水域	天願川及びこれに接続する公共用水域
中城湾海域	中城湾（知念岬から久高島、津堅島を経て勝連崎に至る直線と陸岸に囲まれた区域）及び同湾に流入する公共用水域
与勝海域	勝連崎、北緯26度16分・東経128度1分、北緯26度25分・東経128度1分、北緯26度25分・東経128度、北緯26度22分・東経127度56分、与那城町字屋慶名と平安座島を結ぶ道路（以下「海中道路」という。）と東経127度56分とが交わる点の各点を結ぶ線と陸岸及び海中道路に囲まれた区域並びにこれに流入する公共用水域
金武湾海域	金武湾（海中道路と東経127度56分とが交わる点、北緯26度22分・東経127度56分、北緯26度25分・東経128度の各点と金武岬を結ぶ線と陸岸及び海中道路に囲まれた区域）及び同湾に流入する公共用水域（天願川水域を除く。）
羽地大川水域	羽地大川及びこれに接続する公共用水域
我部祖河川水域	我部祖河川及びこれに接続する公共用水域
名護湾海域	名護湾（部瀬名岬と名護市と本部町の境界を結ぶ線とその陸岸に囲まれた区域）及びこれに流入する公共用水域
那覇港海域	北緯26度12分30秒と陸地とが交わる点、北緯26度12分30秒・東経127度38分30秒（儀間ノ瀬）、北緯26度13分・東経127度38分30秒（浅ノ瀬）、北緯26度14分30秒・東経127度39分30秒（自謝加瀬）、北緯26度15分30秒・東経127度40分30秒、北緯26度15分30秒と陸地とが交わる点の各点を結ぶ線とその陸岸に囲まれた区域及びこれに接続する公共用水域（国場川水域を除く。）
報得川水域	川尻橋から上流及びこれに接続する公共用水域
源河川水域	源河川及びこれに接続する公共用水域
平南川水域	平南川及びこれに接続する公共用水域
大保川水域	大保川及びこれに接続する公共用水域